

団体交渉の議事録

交渉日：令和4年10月14日（金）10時30分

場 所：第二本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、教育長、
交通局長、水道局長、下水道局長 外

都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

都 労 連 10月12日、東京都人事委員会は、都職員の給与等に関する勧告を行いました。例月給については、828円（0.20%）の公民較差の解消を図り、また人材確保等の観点から、初任層の引上げに重点を置くとして、初任給の引上げと、若年層について0.2%の平均改定率で給料表を改定するとししました。一方、特別給については、民間の支給割合が都職員を0.10月分上回っているとして、年間支給月数を4.55月分とし、民間の考課査定割合と国の勧告を考慮して、勤勉手当で引き上げると勧告しました。

初任給の引上げは都労連の強い要求ですが、依然として、国や民間の水準に達しておらず、また給料表の引上げは若年層にとどまり、全ての職員にベースアップが行き渡らないばかりか、特に、抜本改善を求めてきた再任用職員の給料月額を据え置く内容は到底納得できません。

また、3年ぶりの一時金引上げとはいえ、国と同じ0.10月分の支給月数増にとどまった上に、勤勉手当での引上げを勧告したことは、都労連が、会計年度任用職員の処遇改善を図る観点から、期末・勤勉手当の配分は労使交渉に委ね、いずれかの配分は勧告しないよう求めてきたことを拒否するもので、断じて容認することができません。

さらに、この間の光熱費や食料品をはじめとする急激な諸物価の高騰は、職員の生活をも直撃し、誰もが生計費の増大を痛感している中で、物価高騰を反映しない勧告は重大な問題があると指摘せざるを得ません。

コロナ禍が長期化する中でも、幅広い都政の現場の最前線で、都民の命と生活を守るため、職員は日夜奮闘を続けています。その職員の思いと期待を裏切る勧告は容認できません。都労連は、この不当勧告によることなく、改めて、平均21,000円以上の賃上げを求める基本要求と既に提出した諸要求に基づき、労使交渉により課題を解決することを求めます。

当 局 それでは、私から申し上げます。

長期化する感染症への対応について、職員の皆さんには、全庁を挙げてそれぞれの現場で奮闘していただいております、改めて、心から感謝

申し上げます。引き続き、都労連の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

さて、10月12日、人事委員会の勧告を受けました。勧告の内容について、早速、具体的な検討に入るよう、事務当局に指示したところです。

本年の勧告は、4年ぶりの給料表の引上げ、特別給も3年ぶりの引上げを行う内容となりました。

また、勧告意見では、採用試験や昇任制度の検討をはじめ、多様な人材の確保・育成・活躍の推進について言及されるとともに、育業を取得しやすい勤務環境の整備やテレワークの運用改善など、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を進めるべきとされております。

私どもとしては、これまで同様、人事委員会勧告を尊重しつつ、都民の理解を得られるよう、その取扱いについて検討してまいります。

さて、我が国の経済情勢は、景気の持ち直しが期待されるものの、海外景気の下振れリスクや物価上昇の影響等に十分注意する必要があります。その先行きは不透明な状況です。

また、都財政においては、歳入の根幹をなす都税収入が、景気の動向に左右されやすい不安定な構造となっており、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、都の財政環境を見通すことは困難な状況にあります。

さらに、今回の勧告は、都内民間企業の賃金動向が反映されたものとはいえ、特別給については、引き続き国を上回る支給月数となっており、都民の理解を得ていく必要があると考えております。

こうした中、エネルギー問題や感染症への対応など、足元の危機を乗り越え、「サステナブル・リカバリー」の視点から、様々な政策を実行していくことが、都政に対する都民の理解と納得を高めるものと考えております。そのためにも、DXの推進などにより、都政の構造改革や職員の働き方改革を加速させ、都庁の機能強化を進めていかなければなりません。

加えて、これまで進めてきた職責・能力・業績に基づく処遇の更なる徹底や人事管理により、全ての職員が意欲と能力を最大限発揮し、組織の生産性を高めていく必要があります。

いずれにいたしましても、これまで築き上げてきた労使の信頼関係をもとに、労使協議を尽くして解決を図るという私どもの姿勢に変わりはありません。

誠意を持って、全力で皆さんとの協議に取り組んでまいりたいと考えています。

私からは以上です。

都 労 連 ただ今、長期化する感染症への対応に関連し、全庁を挙げて現場で奮闘している職員に対する謝意と、引き続きの協力が述べられました。業務に精通した職員の現場での奮闘が、都民の命と暮らしを守る都政を支えており、都側には、その職員の努力に応える責任を果たすよう求めておきます。その上で、都労連は、引き続き協力を惜しまな

いと申し上げます。

都側から、勧告・報告の特徴的な部分に言及した上で、勧告を尊重しつつ、都民の理解を得られるよう、その取扱いを検討していくとの考え方が示されました。そして、先行き不透明な経済情勢や物価上昇の影響等について言及があり、加えて、景気動向に左右されやすい都税収入の不安定な構造により、今後の都の財政環境を見通すことは困難との認識が示されました。その上で、引き続き国を上回る特別給の支給月数について、都民の理解を得ていく必要があるとの認識が示されましたが、今後の都財政が見通せないことに関連させての言及は不当というほかなく、容認できません。

昨年まで、特別給については、2年連続して期末手当で引下げ、その幅は0.20月分になるのところ、今回、国と同じ勤勉手当での

0.10月分引上げ勧告では、その半分しか回復できないばかりか、成績率により、全ての職員がその引上げ月数で支給される訳ではないことも問題です。さらに、現行制度で期末手当しか支給されない会計年度任用職員の処遇改善につながらないことは見過ごせません。

全ての職員の賃上げと労働条件改善を求める都労連として、本年の勧告は、職員間に分断を広げる不当勧告であり、到底容認できないことを、改めて明確にしておきます。

また、DXの推進やエネルギー問題などに関連して、都政の構造改革や職員の働き方改革等を加速させ、都庁の機能強化を進めていく考え方が示されました。いずれも「シン・トセイ2」にも関連する目玉の政策やスローガンとはいえ、職員と職場全体が抱えている課題認識とは甚だしく乖離していると申し上げます。

コロナ禍で明らかになったのは、医療・公衆衛生体制の更なる拡充をはじめ、都民の生活と命、児童・生徒の学びを守るための、公共サービス・公教育の必要性和重要性であり、その役割と責任の重大さを改めて確認し、それらの再構築を図ることが肝要です。そして、何より、誇りと使命感を持って、文字どおり日夜奮闘を続けている職員をしっかりと支え、その賃金・労働条件を改善することが都側の責務だと申し上げます。

都側からは、改めて、職責・能力・業績に基づく処遇の徹底に言及がありましたが、都労連は、職責・能力・業績主義には基本的に反対の立場にあることに変わりはないと申し上げておきます。

最後に、都労連としても、労使の信頼関係をもとに、労使交渉を尽くして解決する姿勢に、いささかも変わりはありません。

そのためには、都側が自らの考え方に固執し、それを押し付けるのではなく、都労連要求に対して、解決に向けて誠意ある姿勢を示すことが大前提であると申し上げ、発言を終わります。